

# 浄化槽を 市の所有に しませんか

市が設置する浄化槽との公平性を保つため、浄化槽処理区域内で、これまで個人で設置された合併浄化槽を希望により市へ帰属することができます。

浄化槽を帰属した場合、浄化槽本体は市の所有物となり、市が設置した浄化槽と同様に使用料をいただきます。市が浄化槽の維持管理をしていきます。帰属するには、分担金30万円を納付するなどの要件があり、申請期間は平成24年3月末までです。

帰属については、現在負担されている浄化槽の維持管理経費と、帰属による浄化槽使用料や分担金などを比較し、お得になるのか検討が必要です。お気軽に下水道課または各支所担当室へご相談ください。

なお、帰属決定は、浄化槽の清掃時に検査・点検し、分担金納付確認後になりますので、申請は必ず浄化槽清掃の1カ月前までに行ってください。

## 帰属する要件

- 建築基準法に基づく構造および人槽基準を満たしていること
- 世帯員が市税、各種負担金、使用料などを滞納していないこと
- 浄化槽清掃時に浄化槽内部の点検および排水設備の検査を行い、修理改善が必要な場合は、修理改善が完了したものであること
- 分担金30万円を納付すること
- その他市長が必要と認めること

問い合わせ 下水道課管理係

(☎0824-73-1175) または各支所環境建設室

# 母子家庭を 支援します

— 母子家庭高等技能訓練促進事業 —

女性児童課児童福祉係  
☎0824-73-1192

母子家庭のお母さんが、就職の際に有利で生活の安定に役立つ資格の取得を支援するため、高等技能訓練促進費並びに修了一時金を支給します。

- 対象者
  - 20歳未満の子どもを扶養している母子家庭のお母さんで、次のすべての要件を満たしている方
  - 市内に住所があること
  - 児童扶養手当を受けているか、同様の所得水準にあること
  - 養成機関で2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること(ただし、平成20年4月以降に修業を開始した方)
- 対象資格
  - 看護師(准看護師を含む)、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など
- 支給額
  - ・ 高等技能訓練促進費
  - ・ 市民税非課税世帯 月額103,000円
  - ・ 市民税課税世帯 月額 51,500円
- 修了一時金(養成課程修了後)
  - ・ 市民税非課税世帯 50,000円
  - ・ 市民税課税世帯 25,000円
- 支給期間
  - 修業期間の最後の1/2に相当する期間(18カ月上限)
- 手続き
  - 支給対象になるかを、事前に女性児童課へご相談ください。対象になる場合は、修業する期間の1/2に相当する期間を経過した後に、申請書を提出してください。申請月から支給対象となります。

